

工事進行基準を原則義務化

09年度以降適用 24日にも草案決議

会計基準を決める民間組織の企業会計基準委員会（西川郁生委員長）は、工事の進捗に応じて売り上げや利益を計上する「工事進行基準」の原則適用を義務化する。2009年度以降に着手する。委員会は新設、草案の作成を進めてきた。24日に限らず原則として全企業にも草案を決め、公開した上で意見を募る。会計基準とのコンパリエンス（合致）を目指し、1月に工事契約専門額を計上する工事完成基準と、工期1年以上の長期工事の場合に各年度の工事の進行度合いに応じて完成工事高を計上する工事進行基準を企業が任意で選択できる。新ルールは、収益や費用、工事の進捗を合理的に見積もることができる。適用の拡大が進んでいる場合、工期や受注額を問わず、工事進行基準を原則適用する。請負額50億円以上で請負金50億円以上から円以上で工期2年以上の工事1年超に引き下げた工事だけに工事進行基準を適用している清水建設や戸田建設も適用の検討に入っている。清水建設は「（戸田建設）が生じる」と、同委員会は「草案の公開で（戸田建設）の解明を求める」とコメントが出た。今後の公開草案や適用指針などを参考に、会

建設業の特性として年度末に工事の完成が集中するが、四半期ごとに貸借対照表や損益計算書を公表するようになり、工事進行基準の適用を拡大することで、売上高を平準化したいと考える企業も少なくない。

適用が進めば、受注環境が収益に反映されるタイミングが早まるほか、移行期間は一時的に売り上げが拡大する傾向があ

同委員会は、草案を1カ月程度公開して意見を募り、専門委員会が中心に詳細を詰める。